

CU三多摩ニュース No.88

2023.1.1 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

新年おめでとうございます

CU東京・三多摩、飛躍の年へ

今年もよろしくお祈りします

CU三多摩執行委員会



組合員の皆さん、日頃よりご協力をいただいている団体・組合の皆様、CU東京・三多摩協議会に対するご支援にあつく感謝申し上げます。

コロナ収束も見えない中、組合員同士の交流も制限せざるを得ない状況です。岸田政権は国民の痛みにも「聞く力」もなく、軍事優先の戦争国家づくりに邁進しており、働く者の暮らしの困窮には冷たい態度の政策を進めています。

最低賃金は、生活できる最低レベルの時給1500円の要求にほど遠い賃金水準です。労働相談ではハラスメント行為も増加し、心の病を持って相談に来られる方が増加しています。

あなたも労働相談員になろう

こうした中で2023年を迎えました。私たちは増加する労働相談にどう対応してくのか、1月から労働相談員を育成する講座(別項参照)を開設します。相談員として活動してもらえる仲間を増やしたい、労働相談員になろうと呼びかけています。この機会にぜひご応募下さい。

昨年秋の拡大目標については未達成でした。今年はこの講座を通じて、さらに大きく強い組

織へ発展できるよう執行部一同決意も固めております。

塚本弁護士が新たに顧問に就任

昨年秋に、これまで相談活動を支えていただいた顧問の白根弁護士が退任し、新たに塚本弁護士(八王子合同法律事務所/尾林先生は継続です)のご協力を得られることとなりました。専門家の心強いサポートを含め、駆け込み寺にふさわしく働く者に寄り添った相談をしていきたい。組合員のみなさんの一層のご支援を心よりお願いします。

労働相談

会社のいやがらせ、固定残業問題含めて交渉、合意解決

組合員のSさんは水道工事会社で設計業務を行う正社員。仕事で



経営者の気分を損ね、いやがらせを受けたり、往復4時間の通勤、未払い残業代もあり退職することになりました。

しかし会社の対応に納得できないSさんはCU三多摩に相談、未払い残業などの解決をめざすこととなりました。

会社は6万円の固定残業制ですが、計算すると未払い残業分があること、その請求を含めて会社への団体交渉を請求。会社側弁護士を含む団交を2回行って、最終的合意となりました。

Sさんはその後会社在职者に電話したところ、「職場環境の改善があったとの事です。行動を起こした意味はあった。この経験を次に生かせれば幸いです」との感想をいただきました。

0さん(文京支部)のセクハラ裁判

—12月8日、早期に和解合意—

職場の上司が0さんに大量の卑猥画像を送るなど執拗なセクハラ行為を続けた行為で、会社が必要な対処をせずに被害者本人が退職を余儀なくされ、団交で解決せず最終的に訴訟に訴え勝利した事件。

0さんはCU東京に加入、加害者と会社にセクハラ行為の謝罪を要求する団交を重ねましたが

未解決のまま裁判となる。文京地域をはじめCU東京の各支部含め「0さん支える会」を立ち上げ、裁判傍聴等もしてきました。これまで5回の裁判には毎回20名近くが法廷を埋め、10月12日には30名以上の傍聴者が集まり、支える会も一気に130人を超え、盛り上がる闘いとなりました。それが裁判長に通じた結果なのか、10月28日に裁判長が「和解案」を示し、被告側がほぼ原告0さんの訴えを認めた内容で、早期和解となりました。

和解勧告は、被告への謝罪に加え、被告の裁判での主張に対しても謝罪させる画期的決着となりました。0さんより、ご支援いただいた方への感謝の言葉がありました。

秋の拡大月間、三多摩は8人で達成ならず、新たな年への希望へつなぎたい



最賃引上げ、CU東京を訴える。

都内の労働者の最低賃金は昨年10月より1,072円となりましたが、8時間働いて生活できる賃金にほど遠い現状です(1カ月16万円、1年で192万円)。

日本はこの30年ほとんど賃金が上がっておらず、非正規労働者は4割にもなる現状です。さらに消費税も10%と、自公政権のもと

で国民労働者は低賃金と増税で痛めつけられています。

こうした厳しい労働・生活環境を打開していくための運動も、コロナ禍で十分に行えていない現状です。結果として秋の拡大月間も三多摩での拡大が8人と目標達成に至らず、でした。

今年は、駆け込み寺としてのCU三多摩を大きく前進させる年と位置づけ奮闘していきます。組合員の力強いご支援・ご協力をお願いします。

書記長 大江拓実

■新年初の執行委員会は2月12日(日)13時30分より、マロンホール・JR東小金井南口5分

労働相談員育成の講座ご案内

主催 CU東京 協賛 東京地評・三多摩労連

第1回は1月21日(土)

13時30分から16時30分

小金井市・婦人会館

(東小金井駅北口より徒歩5分)

◇目的

雇用労働をめぐる環境は悪化の一途、CU三多摩の相談も増加中です。相談に携わる方を増やしていきたい、この機会に労働法を学びたい等の要望に応え、月1回の連続講座を行います。

◇募集対象

CU組合員、三多摩地域で活動する労組役員、相談員、その他。

組合員にはニュースとともにチラシを同封、各地区労などに案内しています。

◇日程・内容 (詳細は案内チラシ参照)

2023年1月～12月、毎月第3土曜日、13時30分～16時30分

労働弁護団テキストを中心に実践事例の紹介、相談者の心構えや留意点など。

◇講師

弁護士、社会保険労務士、労組役員等

◇会場・参加費

北多摩西教育会館ほか。全12回受講1万円、1回のみは千円(CU組合員は受講料は無料)、他にメインテキスト代5,500円を予定しています。

◇申し込み

締切りは2023年1月13日まで。事務局団体のCU三多摩へメール(表面)電話・FAX等をお願いします。



労働法を学びたい
声にこたえた講座で
す。このチャンス生
かそう!